

大分市のプロフィール

大分市は、大分県のほぼ中央部にあって別府湾に臨み、温暖な気候と緑豊かな自然に恵まれた都市です。

この地は4世紀頃には豊後の国と呼ばれるようになり、12世紀末から約400年にわたり、大友氏が治めました。第21代大友宗麟の時代には、南蛮貿易が盛んとなり、豊後の国は九州における西洋文化の中心地として隆盛を極めました。

16世紀に入ると大友氏は失脚し、小藩が分立し豊後の国は分割統治されることとなりましたが、明治4年の廃藩置県により、大分市は大分県庁所在地として再び行政の中心となりました。

第二次大戦により、市内中心部は焦土と化しましたが、戦後は戦災復興により近代都市へと変貌を遂げました。1963年3月には大分市、鶴崎市、大南町、大分町、大在村及び坂ノ市町が合併しました。大分市は1964年に新産業都市に指定された後、1997年には中核市の指定を受けるなど、政令指定都市に準じた役割と権限を有する都市となりました。平成17年1月には、佐賀関町、野津原町と合併し、現在の大分市となりました。現在の大分市の人口は47万人となっています。今後も、さらに東九州の中核都市として飛躍しようとしています。

大分市で生活をはじめの方へ

1. 外国人登録

日本に在留する外国人は、その入国の日から90日以内に、その居住地を管轄する市役所(本庁、各支所、明野出張所のいずれか)において、外国人登録をしなければなりません。(ただし、入国の日から90日以内に国外退出する方については、外国人登録をしなくても差し支えありません)。市役所の本庁、各支所、明野出張所のうち、どこの窓口で手続きするかはあらかじめ市役所市民課に問い合わせてください。ただし、16才未満の方や疾病その他身体の故障により自ら手続きを行うことができない方は、同一世帯の親族が本人に代わって手続きをしなければなりません。「外国人登録証明書」の交付を受けた外国人は、これを携帯する義務があります。

(1) 新規登録

* 自分の住所を管轄する窓口以下に以下の書類を提出してください。

外国人登録申請書：市役所・各支所・明野出張所の窓口にて備えられています。名前、生

年月日、性別、国籍、国籍国の住所、**出生地**、**職業**、**旅券番号**、**旅券発行年月日**、**上陸許可年月日**、**在留の資格**、**在留期間**、**日本での住所**、**世帯主氏名とその続柄**、**勤務先の名称と住所**など必要事項を記入してください。なお、**16才以上で1年以上の在留期間の許可を与えられた方**については、**登録申請時に署名をする必要があります。**

パスポート

写真2枚：縦4.5cm×横3.5cmで、申請者本人だけが写っていて、無帽で背景がなく、6ヶ月以内に撮影された写真。カラーでも白黒でもよいがピントの合っていない写真は不可。(ただし、16才未満の方については必要ありません。)

(2) 登録後

以下の登録の変更等を行う場合は、登録を行った窓口で行ってください。ただし、市内転居により登録地の管轄以外の住所地に移った場合は、新しい住所地を管轄する窓口で行ってください。また、市外転居の場合は、転出先の市・町・村役場の窓口で申請してください。

***変更登録申請：**住所や職業、在留の資格、在留期間の変更など、登録の内容に変更が生じた場合、変更が生じた日から14日以内に、変更登録をしなければなりません。名前や国籍の変更の場合は、それを証明する書類(旅券など)を持参し、変更登録申請に併せて引替交付申請を行わなければなりません。

***引替交付申請：**外国人登録証明書が著しく汚れた場合や傷つき壊れた場合、引替交付申請をすることができます。外国人登録証明書、旅券、写真2枚が必要となります。また、名前や国籍等の変更や訂正、裏面の記載欄が一杯になった場合は引替交付申請をしなければなりません。

***確認申請：**外国人登録証明書の確認(切替)申請日が到来した場合は、その日から30日以内に市役所などで登録事項の確認申請をしなければなりません。旅券と写真2枚が必要となります。16才未満の方は確認申請の必要はありませんが、16才に達した場合にはその日から30日以内に確認の申請をしなければなりません。外国人登録証明書の確認(切替)申請期間は証明書の下段に記載されています(外国人登録証明書の有効期限が切れる1~2週間前に郵送で手続き方法を書いた通知を送りますので、それに従って手続きをしてください)。

***再交付申請：**外国人登録証明書を紛失または盗難により失った場合は、14日以内に住所地を管轄する窓口で、旅券と写真2枚を持って再交付の申請をしなければなりません。警察にも紛失・盗難届けを出されることをお勧めします。

(3) 外国人登録証明書の返納

外国人が日本国籍を取得、帰化した場合または死亡した場合には、14日以内に市役所に「外国人登録証明書」を返納しなければなりません。

(4) 外国人登録原票記載事項証明書

外国人登録原票に記載されている事項を市役所が公に証明するもの。入居する場合や自動車の免許を取得したり、自動車を購入する場合、必要となることがあります。本庁、各支所、明野出張所のどこでも取得できます（手数料は1通300円）。本人、同居の親族以外の方が請求する場合は、本人からの委任状が必要となります。また、窓口に来た人の身分証明できるもの（外国人登録証等）が必要です。

(5) 問い合わせ先（できれば日本語でお問い合わせください）

市役所（本庁）市民課 庶務係	097-537-5614	大分市荷揚町 2-31
明野出張所担当	097-558-1255	大分市明野東 1-1-1
鶴崎支所 窓口担当班	097-527-2111	大分市東鶴崎 1-2-3
大南支所 窓口担当班	097-597-1000	大分市中戸次 4540-1
植田支所 窓口担当班	097-541-1234	大分市大字玉沢 743-2
大在支所 窓口担当班	097-592-0511	大分市横田 1-21-8
坂ノ市支所 窓口担当班	097-592-1700	大分市坂ノ市南 3-5-33
佐賀関支所 窓口担当班	097-575-1111	大分市大字佐賀関 1407-27
野津原支所 窓口担当班	097-588-1111	大分市大字野津原 800

2. 印鑑

日本では、サインと同じ意味で印鑑がよく用いられます。重要書類に押す「実印」と、確認したことを示すために押す「認印」の2種類を使い分けています。市役所に登録した印を「実印」と呼び、必要に応じてその印鑑が登録済みであることを証する「印鑑登録証明書」が発行され、その証明書とあなたが押した「実印」と合わせることによって、あなたの行為が法的に確認されます。「実印」は、不動産の売買や自動車の売買に関する契約書を作成するときなどに必要となります。「認印」は登録する必要がなく、「実印」に比べて軽易なものに使用されません。

(1) 登録できる印鑑

一辺が8mm以上、25mm未満の正方形の枠内に印影が収まるもの。また印章の高さが1cm以上のもの。

木、石、金属など恒久性を持った素材でできたもの

き損又は摩耗していないもの

ふちが1/3以上欠けていないもの

文字は、「外国人登録原票」に記録又は登録されている氏名、氏若しくは名、又は氏名の

(2) 両替・送金

外貨両替の表示がある銀行やゆうちょ銀行においてのみ両替ができます。通貨や金額によっては、両替できないこともありますので、事前に問い合わせてください。「パスポート」及び「外国人登録証明書」を携行してください。

銀行からの国際送金：送金方法は電信送金となり、手数料は、5,000円～7,500円程度。詳細は銀行に問い合わせてください。

ゆうちょ銀行からの国際送金：送金方法は受取人の住所宛送金と、受取人の郵便振替口座宛又は銀行口座宛（国により不可の場合があります）送金の3種類があります。手数料は送金額に関係なく一律2,500円。ただし、アメリカ宛の住所宛送金のみ送金額が若干異なります。詳細は、ゆうちょ銀行に問い合わせてください。

利用時間：金融機関が開いている時間に利用できます。〔(1)の参考〕

(3) 問い合わせ先

ゆうちょ銀行 0120-108420（フリーダイヤル） 8:30～21:00

（土、日、休日は9:00～17:00 12月31日～1月3日は9:00～17:00）

* 英語による問い合わせ

0120-085420（フリーダイヤル） 8:30～18:00（土、日、休日を除く）

* 8ヶ国（英語・中国語・韓国語・フランス語・ルーマニア語・タイ語・タガログ語・ポルトガル語）による案内用パンフレット有り。

4. 住居

賃貸アパートや借家を探すときは、不動産業者に問い合わせをしたり、雑誌で探す方法があります。不動産業者には無料で問い合わせることができますが、契約時に仲介業者に手数料を払わなければなりません。業者に依頼すればいくつかのアパートへ案内してもらい、見て回ることができます。ほとんどの不動産業者は下記の協会に所属しており、これら協会は、トラブルが発生したときの苦情も受け付けています。

（社）大分県宅地建物取引業協会 大分市顕徳町2-4-15 097-536-3758

また、不動産情報誌が、コンビニエンス・ストアや書店で売られています。多くは、店のレジの近くに置いてあるところが多いです。情報誌には、間取りや家賃、取り扱っている不動産業者の電話番号や地図など、物件に関する様々な情報が載っています。地図が掲載されているので、建物の位置を把握するのに便利です。雑誌に掲載されている不動産業者に問い合わせ、物件を見せてもらうように頼むと案内してもらえます。通常、契約もその業者を通じて行います。

(1) 借用に際しての情報

通常、日本の賃貸アパートや家には、ガスレンジ・オープン・冷蔵庫といった調理装置また洗濯機などは備えられていません。アパートを下見する場合は、それらの費用や設置のスペースも考えておく必要があります。契約の時には、通常、「保証人」が必要となります。「保証人」は日本人が望ましいです。家賃の滞納などの契約違反があると、「保証人」が責任を問われます。特に、建物の外観や部屋の内装などを変えることは通常、許されていないので、もし違反した場合は多額の補償が必要となります。日本では部屋や家を借用する場合は様々な費用がかかります。費用の詳細は以下のとおり。

手付金：手付金を貸主に支払うことで、賃貸物件を確保することができます。契約が成立すると、手付金は契約後の家賃の一部に充当されます。

敷金：家賃の3ヶ月分程度が必要となります。そのお金は家主に預けられ、退去の際に返還されますが、家賃の未払いがある場合は敷金から差し引かれます。また賃借人が故意や過失によって建物を毀損させた場合や、通常でない使用方法による劣化等についても敷金から補修費を差し引かれます。契約を解除して退去する場合には、前もって家主と不動産業者に通知しなければなりません。これを怠ると、退去後1ヶ月分の家賃を請求されることもあります。契約をする段階で、部屋の中のキズや汚れなど気づいた点があれば、自分の責任とされないためにも不動産業者や家主にはっきりと伝える必要があります。

仲介料：不動産業者に支払う、家主との仲介手数料。家賃の1ヶ月分以内と決められていて、退去時には戻りません。

家賃：1ヶ月分の賃貸料のこと。毎月月末までに翌月分を支払います。月の途中から入居する契約の場合は、契約した日からその月の月末までの家賃は日割計算となります。しかし、退去時には、たとえ月の半ばで契約を解除したとしても日割計算しないところが多く、その月分の家賃を支払わなければならない場合があります。

*上記のとおり、合わせて約5ヶ月分の家賃に当たる金額が入居前には必要となります。

共益費：借りるアパートや家によっては、毎月「共益費」を支払わなければならない場合があります。このお金は建物の共用部分の管理費に使われ、たいてい家賃と一緒に請求されます。

保険の加入：火災、漏水等、借家人賠償又は個人賠償の責を負う事故を発生させた場合のために、賠償責任特約付の住宅総合保険又は共済会等の保障に加入することをもとめられることがあります。おおむね2万円程度。

(2) 家族用公営住宅

家族で大分に住む場合は、公営住宅の申し込みが可能です。ただし、募集戸数が限られており、抽選となります。また、入居審査・制限（収入の上限金額が定められていたり、税金の完納等が条件となっています。）があります。募集要項は下記に問い合わせてください。

* 市営住宅：大分市役所 住宅課（市役所本庁舎 6 階） 097-537-5977（日本語対応）

* 県営住宅：大分県住宅供給公社（大分市城崎町 2-3-32） 097-532-5135（日本語対応）

5 . 医療保険制度

日本の医療保険制度には、勤務先で加入する被用者保険（社会保険など）と国民健康保険・後期高齢者医療制度があります。75 歳以上の方は後期高齢者医療制度に、75 歳未満で社会保険などに入っていない人は、国民健康保険に必ず加入しなければなりません。また、65 歳以上 74 歳未満で一定の障がいのある人は、後期高齢者医療制度に加入することができます。そのため、大分市内に住んでいる外国人で、外国人登録を済ませ、日本に 1 年以上滞在すると認められる人はいずれかの健康保険に加入する必要があります。

これらの健康保険に加入すると、保険は被保険者本人とその家族にも適用され、被保険者などは医療費の一部を支払うだけで、診療を受けることができます。また、子どもが生まれたり、家族が亡くなったときも給付を受けることができます。

ただし、病院の個室などに入院したときや特別な歯の治療など保険が適用されない場合もあります。

(1) 国民健康保険

国民健康保険への加入手続き

日本に 1 年以上滞在する予定であることを示す証明書(外国人登録証明書に記載されていれば、それで足りませんが、ない場合は旅券・査証・日本への招へい文書)を持って、市役所または各支所・出張所にて手続きを行う必要があります。手続きを行う前に必要となる書類を予め確認してください。手続きの際には費用は必要ありませんが、保険税を納付しなければなりません。40 歳未満の方の保険税の例をあげてみると、

例)	年収（給与の場合）	加入者	保険税
	¥2,400,000	1 人	¥193,900 / 年
	¥3,600,000	1 人	¥285,800 / 年
	前年の所得がない人	1 人	¥19,600 / 年

医療費の支払い

最初の診療の際には、「保険証」を医療機関の窓口に提示してください。その際、治療にかかった医療費の一定割合（0歳-小学校就学前は20%、小学校就学-69歳は30%、70歳以上は所得の状況により10%か30%）を医療機関に払うことになります。「保険証」は持ち帰り、手元に保管してください。

届出事項の変更

住所や氏名などに変更があるときは、14日以内に届け出てください。また、次の場合は届け出て、「保険証」を返納しなければなりません。

- ・会社の被用者保険に加入したとき
- ・他の市町村へ転出するとき
- ・帰国するとき
- ・生活保護を受けるとき
- ・死亡したとき

問い合わせ先 国保年金課 賦課・資格担当班（市役所本庁舎2階）

097-537-5736（日本語対応）

保険税の納付

国民健康保険の保険税は、6月～3月まで毎月払うことになります。市から「納税通知書」が届いたら、指定された納付期限までに、金融機関、郵便局又は市役所などで納付してください。口座振替も可能です。

国民健康保険からの医療以外の給付

a．子どもが生まれたとき：被保険者が出産したときには、出産育児一時金として39万円が支給されます。ただし、産科医療補償制度に加入する医療機関などの医学的管理の下で出産（死産を含み、在胎週数22週に達した日以後の出産に限る）した場合は3万円加算され、42万円が支給されます。なお、妊娠12週（85日）以上の死産・流産でも支給されます（この場合、医師の証明などが必要です）。

平成23年3月31日までに出産した場合の金額です。

b．被保険者が死亡した場合：被保険者が死亡したときには、葬祭費として喪主（葬儀執行者）に2万円が支給されます。手続きは、死亡届後、市役所（国保年金課1階9番窓口・各支所・明野出張所のいずれか）で行い、その時に国民健康保険証、印鑑、預金口座名義人・口座番号が必要となります。ただし、この給付は被保険者である外国人が、日本国内で死亡した場合に葬儀執行者に支給されます。

問い合わせ先

国保年金課給付担当班(市役所本庁舎 2 階) 097 537 - 5735 (日本語対応)

(2) 被用者保険 (社会保険など)

被用者保険の場合、事業所(勤める会社)が被用者に代わって手続きをすることになって
いますので、詳しいことは、お勤めされている事業所の健康保険(社会保険)担当部署に問
い合わせてください。

(3) 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度の加入手続き

既に国民健康保険や被用者保険に加入している人は 75 歳の誕生日に自動的に移行し
ます。

未加入の方は加入手続きを行う必要があります。手続きの方法は、国民健康保険と同
じです。

医療費の支払い

最初の診療の際には、「被保険者証」を医療機関の窓口に提示してください。その際、
治療にかかった医療費の 10% (一定以上の所得者は 30%) を医療機関に支払うことにな
ります。

届出事項の変更

住所や氏名などに変更があるときは、14 日以内に届け出てください。また、次の場合は
届け出て、『被保険者証』を返納しなければなりません。

- ・他の市町村へ転出するとき
- ・帰国するとき
- ・生活保護を受けるとき
- ・死亡したとき

問い合わせ先

国保年金課 賦課・資格担当班(市役所本庁舎 2 階)

097 537 5736 (日本語対応)

保険料の納付

後期高齢者医療保険料は、7 月~2 月まで毎月払うことになります。市から「納入通知
書」が届いたら、指定された納付期限までに、金融機関、郵便局又は市役所などで納付
してください。口座振替も可能です。

医療以外の給付

被保険者が死亡したときには、葬祭費として喪主（葬儀執行者）に2万円が支給されます。

申請には喪主の印鑑と喪主が確認できる書類（会葬礼状）が必要です。

問い合わせ先

国保年金課給付担当班（市役所本庁舎2階） 097-537-5735（日本語対応）

6. 国民年金制度

20歳以上60歳未満の人で、外国人登録を行った人は、原則、国民年金に加入しなければなりません。

なお、日本の会社、工場で働いている人は、厚生年金に加入することになっているため、国民年金への加入手続きは不要です。また、厚生年金保険の加入手続きは、本人に代わって勤め先の会社が行いますので、会社に相談してください。

(1) 国民年金への加入手続き

本人が市役所（国民年金室・各支所・明野出張所・今市を除く連絡所のいずれか）で行ってください。パスポートが必要です。

(2) 年金手帳

国民年金の加入手続きが終わると年金手帳が交付されます。この年金手帳は、年金を受けるときなどに必要です。また、一度交付された年金手帳は、一生使いますので大切に保管してください。

(3) 保険料の納付

毎月の保険料は15,100円（2010年4月1日現在）。納付書が日本年金機構から送られてきますので、郵便局、銀行などの金融機関や指定されたコンビニエンスストアで納付してください。また、預（貯）金口座からの自動引き落としやクレジットカードでのお支払いもできます。

* 保険料を納めるのが困難なときは、滞納せずに市役所に申し出てください。保険料の免除・猶予制度があります。ただし、前年中の所得が一定の基準を満たしていることが必要です。また、学生には「学生納付特例制度」があります。

(4) 加入後に住所などが変わったとき

他の市区町村に転出した場合、新しい住所地の役所に変更の届け出が必要となります。なお、会社などに勤めることになった時は、国民年金の保険料を納める必要がなくなります。

(5) 年金の請求手続きと給付

国民年金に加入した人は、次のような場合に必要な条件を満たせば年金を受けることができます。

障がい者になったとき： 障害基礎年金

加入者が死亡し、子または子がいる妻が残されたとき： 遺族基礎年金

老齢（65歳）になったとき： 老齢基礎年金

(6) 脱退一時金

年金保険料を一定期間以上支払い、年金を受給せずに帰国する場合には、脱退一時金が支払われます。対象者は原則として次の4つの条件を満たす必要があります。

日本国籍を有していないこと

最低6ヶ月の実質納付があること

日本に住所を有していないこと

年金を受ける権利を有したことの無いこと

脱退一時金請求書は直接日本年金機構本部に提出してください。

申請するには、日本滞在中に請求書(大分年金事務所にて入手可)を入手しておき、帰国後2年以内に直接、日本年金機構本部に郵送してください。添付書類は以下のとおり。

年金手帳

パスポート(旅券)の写し(最後に日本を出国した年月日、氏名、生年月日、国籍、署名、在留資格が確認できるページ)を添付してください。

請求書の「銀行の口座証明印」の欄に銀行の証明を受けるか、銀行名、支店名、支店の所在地、口座番号及びあなた自身の名義の確認できるものを添付してください。(銀行が発行した証明書等)

注意点

・脱退一時金を受け取ったとき、その金額に該当する期間は年金の加入期間ではなかったこととなります。

(7) 問い合わせ先

大分市国民年金室 097-537-5617 (日本語対応)

大分年金事務所 大分市東津留2-18-15 097-552-1211 (日本語対応)

6. 介護保険

このしくみは、介護を社会全体で支えあっていくことを目的とした助け合いの制度です。大分市内に住んでいる40歳以上の外国人で、外国人登録を済ませ、日本に1年以上滞在すると認められる人は加入する必要があります。介護保険は介護や支援が必要となったときに介護サービスを提供し、加入者自身とその家族を支援するしくみです。また、できるかぎり介護を要する状態にならないように、健康診断や各種事業を行っています。サービスを利用できる人は、65歳以上の人及び40歳から64歳までの人で特定の病気により介護や支援が必要と認定された人です。

(1) 介護保険への加入手続き

40歳から64歳の人については、国民健康保険等に加入した時点で一緒に加入の手続きを行います。65歳以上の人については、長寿福祉課（大分市役所本庁舎1階）にて手続きを行います。手続きを行う前に必要となる書類をあらかじめ確認してください。

(2) 届出事項の変更

65歳以上の方は、以下のようなときには届出が必要です。介護保険証を持参し、長寿福祉課（大分市役所本庁舎1階）まで来てください。

他の市区町村へ転出するとき

市内で転居したとき

死亡したとき

(3) 保険料の納付

40歳から64歳までの人の保険料は、加入している国民健康保険等の保険料の算定方法によって決まり、国民健康保険等と一緒に納めます。

65歳以上の人で年金が年額18万円以上の方は、原則として年金の支払いの際に、介護保険料があらかじめ天引きされます。

65歳以上の人で年金が年額18万円以下の方は、納付書または口座振替によって納めます。納付書による納付の方法は、6月に送られる納付書により、6月から翌年3月までの毎月納めます。

(4) 受けられるサービス

介護サービス（「要介護認定等」の申請をして認定を受けることが必要です。）
高齢者福祉サービスとして、「社会参加活動・生きがいの支援」「高齢者の在宅生活などの支援」「その他の高齢者支援」。

地域支援事業として「長寿スマイル健診」「介護予防特定高齢者施策」「地域包括支援センターの利用」などを受けることができます。それぞれ、サービスを受ける際には条件があります。また、各サービスの具体的な内容につきましては大分市長寿福祉課（市役所本庁舎1階）097-537-5679（日本語対応）にお問い合わせください。

6. 自動車免許（外国の免許を日本の免許に切り替える場合）

日本で車を運転するには、道路交通に関する条約（ジュネーブ条約）加盟国の国際運転免許証か日本の運転免許証が必要です。（スイス、ドイツ、フランス、イタリア、ベルギー、台湾の運転免許証を有する者は、公式の翻訳文が添付された自国の免許証で上陸後1年間運転できます。）国際運転免許証の有効期限は発行日から1年間（ただし、日本に上陸した日から1年以内に限ります）。

自国（外国）の免許を有する場合は同等の免許を日本において取得することができます。その際に必要となる条件と手続きは下記のとおりです。

（1）必要な条件

自国の自動車運転免許証の期限が切れていないこと。

免許を取得した国に取得後3ヶ月以上居住していたこと。

審査に合格すること。審査には適性検査（視力検査、運動能力等）、学科審査、技能審査がある。なお、23ヶ国1地域（オーストラリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、イギリス、ギリシャ、イタリア、アイスランド、アイルランド、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、オーストリア、チェコ、カナダ、韓国、台湾）のいずれかの国の免許証を有する者については、学科審査・技能審査は免除される。学科審査は10問中7問以上正解すれば合格である。現在9ヶ国語（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ペルシャ語・ロシア語・タイ語・タガログ語）で受験することができ、日本語も併記されている。学科審査に合格した人は、技能審査に挑むことができる。免許試験場の車を使い、日本の道路を運転できるかの審査を受ける。マニュアル車とオートマチック車のどちらでも受験できるが、オートマチック車を選んだ場合、免許証に「オートマチック車に限る」の条件が付される。

（2）手続きに必要な書類

自動車運転免許証（自国のもの）

パスポート等（運転免許証取得後、自国に3ヶ月以上滞在したことを証明できるもの）

外国人登録原票記載事項証明書及び外国人登録証明書（カード）：外国人登録証明書を交付した市役所でこの証明書の交付が受けられます。

免許証の公式翻訳文：自国の自動車運転免許証を日本語に翻訳してもらったもの。大使館や領事館またはJAFで翻訳してもらえます。費用は3,000円程度。

日本自動車連盟（JAF）大分支部 大分市下郡 119 - 2 097 - 567 - 7000

写真1枚（縦3cm×横2.4cm）：無帽で写真の中に背景が入っていないもの。6ヶ月以内に撮影したもの。

手数料：申請手数料（取得する免許の種類で異なる）、車の使用料、交付手数料（合格した場合）などが必要となります。

(3) 予約・連絡先

申し込みには、予約が必要。日本語が話せない方は通訳を同伴する必要があります。

* 大分県警察本部 交通部 運転免許課

大分市松岡 6687 番地 097-528-3000

月曜日～金曜日（祝祭日を除く）8:30～17:15

7. 電話

(1) 電話番号の読み方

(例) 097 - 534 - 6111

市外局番 市内局番 電話番号

市内通話の場合は、市外局番なしで電話でき、市外局番は市外に電話する場合のみ必要となります。

(例) 東京：03 大阪：06 福岡：092 大分：097

(2) 公衆電話の使い方

受話器をはずして硬貨（10円か100円）を投入するか、もしくはテレホンカードを挿入し、発信音が聞こえてからダイヤルします。通話中に「ビー」という音がしたら、追加の硬貨を投入するかテレホンカードを挿入すれば、引き続き通話できます。100円硬貨の場合、釣り銭は戻りません。

ディスプレイに「国際通話ができます」と表示されている公衆電話機は、国際通話ができます。

1. 主な国際電話サービス提供会社の識別番号

0033：NTT コミュニケーションズ

001：KDDI

0061：ソフトバンクテレコム

2. 010

3. 相手先の国番号

4. 相手先の電話番号

(3) 電話を受けたい時は

日本で個人電話サービスを利用するためには、携帯電話等を購入する方法と自宅に電話回線を引く方法があります。

携帯電話・PHS

大分で購入できます。携帯電話の契約に際して必要となる情報のほとんどは自宅に電話回線を引く場合と同じです。通話エリア、サービス内容、契約条件などがそれぞれ大きく異なります。車の運転中に携帯電話を運転手がかけると罰せられます。この他にも携帯電話等の使用が認められない場所があるので、使用禁止の表示には注意してください。

以下は携帯電話会社の連絡先（無料）。

- ・ N T T ドコモ 0120 - 005 - 250
英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語での対応可。
- ・ ソフトバンク 0088 - 250 - 157 (自動応答)
日本語のメッセージの後、8 を押す。
英語での対応が可能
- ・ a u 0077 - 7 - 111 (自動応答)
日本語のメッセージの後、0 を押す。再びメッセージが流れるので、その後3 を押す。
英語、中国語、ポルトガル語、タガログ語での対応が可能。(9:00 ~ 20:00 対応)

自宅電話の開設

NTT 西日本の 116 番あるいは 0120 - 064 - 337 (無料 英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語・韓国語での対応が可) に電話して申し込みます。

116 番は年末年始(12月29日~1月3日)を除く毎日9:00から17:00まで受付。

0120 - 064 - 337 は、土曜、日曜、祝日、年末年始を除く9:00から17:00まで受付。

必要となるものは、

- * パスポートと外国人登録証明書などの身分証明書
- * 取付工事費として約10,000円。(工事内容によって異なる)
- * 住所等の情報
- * 「加入電話」「加入電話ライトプラン」「INS ネット64」「INS ネット64・ライト」「フレックス光+ひかり電話」のいずれかを選ぶこと。

(「加入電話」「INS ネット64」については施設設置負担金37,800円が別途必要)

N T T 西日本の公式ホームページでの商品サービス案内

<http://www.ntt-west.co.jp/product/index.html> (日本語)

注意！ 外国から大分にあるあなたの自宅に電話をかける場合、市外局番の0はダイヤルしないでください。

(例) 正 81 - 97 - 534 - 6111

誤 81 - 097 - 534 - 6111

(4) 自宅から国際電話をかけたい時

利用する電話会社によって、料金やかけ方、かけることができる地域・国が違います。

利用する電話会社によっては、かける前に簡単な手続きが必要な場合があります。

詳しいことは、それぞれの会社に問い合わせてください。

(5) 自宅の電話で電話会社を選ぶには

自宅に電話を開設した後、NTT 西日本以外の電話会社を申し込むときは、各社に問い合わせてください。(参考) http://www.myl ine.org/index_e.html (英語) "What's MYLINE?"

(6) 電話帳

電話帳にはタウンページ(職種別)とハローページ(企業名と個人名)の2種類があります。

自宅に電話を開設している場合は、NTT 西日本に0120 - 064 - 337(英語)または0120 - 506 - 309(日本語)で電話(無料)するとこれらの電話帳を無料でもらうことができます。

(7) 問い合わせ先(フリーダイヤル)

NTTコミュニケーションズ	0120 - 506506
NTT西日本	0800 - 2000 - 116
九州電話	0120 - 75 - 0086
KDDI	0077 - 777
ソフトバンクテレコム	0088 - 82
ドイツテレコム	0120 - 701 - 874
フュージョン・コミュニケーションズ	0120 - 987 - 100
ベライゾンビジネス	0120 - 61 - 0071

. 緊急・健康管理

1 . 緊急時

(1) 消防署 (火事・救急)

緊急電話番号 : **119**

その他の緊急を要しないもの : 097 -532 -2187(日本語対応)

(2) 警察署 (事件・事故)

緊急電話番号 : **110**

その他の緊急を要しないもの : 中央署 : 097 -533 -2131 (日本語対応)

東警察署 : 097 -527 -2131(")

南警察署 : 097 -542 - 2131(")

* 公衆電話からの緊急電話のかけ方

受話器を上げ、赤い緊急用通報ボタンを押し、上記の緊急電話番号をダイヤルします。

* 通報例

1 . どんな問題かを話す。 = _____ です

KAJI = 火事

OHKEGA = 大けが

KYUBYO = 急病

JIKO = 事故

DOROBO = 泥棒

SUTOHKA = ストーカー

2 . 自分の名前を言う。 = わたしは _____ です

3 . 場所を知らせる。 = _____ に います

4 . 電話番号を教える。 = 電話番号は _____ です

5 . 救急車を呼びたいとき = 救急車おねがいします

6 . 英語がわかる人を頼む = 英語がわかる人をおねがいします

* 救急車は無料ですが、軽い病気や怪我の時は利用できません。その時は、タクシーや車を利用して病院に行ってください。病院に行かなければならないときは1万円程度の現金と健康保険証を持参してください。

(3) 自然災害

・台風と集中豪雨

大分地方では、6月から9月が台風のシーズンです。台風は大雨と強風を伴います。台風の被害でガス、電気、水道、電話などが利用できなくなることもあります。大雨により道路が不通になったり、学校が休校となることもあります。台風が発生した場合はテレビ、ラジオの天気予報で最新の情報を入手できます。

・地震

大分は日本の他の地域と比べると、大きな地震は起きていませんが、大地震が起きる可能性は常にあります。いったん地震が発生すれば、家屋が倒壊したり、火事、津波、がけ崩れなどが発生するおそれがあります。

* 家にいるときに地震を感じたら

ガス、オープン、ストーブなどの火を消し、ガスの元栓を閉める。

出入口のドアを開ける。

外に出ないで、壁や家具、ガラスなど落下する恐れのあるものから離れ、丈夫な机やテーブルの下に入り身を守りましょう。

* 外にいるときに地震を感じたら

建物の中や広い場所に避難し、壁・ガラス・看板などの落下する恐れのあるものから離れること。

* 大きな地震発生後は電話がつながらない場合があります。本国にいる家族や友人が、あなたと連絡がとれずに心配することを考え、領事館や大使館に自分から連絡を入れるなど対応してください。また、災害の後に集まる場所やメッセージを交換する場所を予め決めておくことを勧めます。

2. 健康

病気の症状に関する日本語を巻末に載せています。病院側で電話に対応する人は、多くの場合、英語などの外国語は話せません。

エイズに関して：大分市保健所で、電話予約してエイズに関する相談や検査を受けることができます。検査は無料・匿名。097-537-8190（日本語対応）

3. 出産・育児

(1) 出産

母子健康手帳：日本では、妊婦・乳幼児に対して様々なサービスが行われています。妊娠と診断されたら、すぐに市役所（保健所中央保健センター、東部・西部保健福祉センター、各支所・明野出張所・連絡所のいずれか）で、窓口に用意してある妊娠届出書に必要事項を記入して提出し、「母子健康手帳」の交付を受けます。日本語の手帳は無料。2ヶ国語版（日本語・英語）は787円で保健所中央保健センター、東部・西部保健福祉センターにおいて入手可能です。手帳交付時に妊婦健康診査受診票14回分を交付します。手帳に添付されているハガキを保健所に送れば、保健師または助産師等による訪問指導を受けることができます。この手帳は予防接種や外国人登録の際に必要となります。

出生届及び関連の手続き：生まれた日を含めて14日以内に、市役所（市民課・各支所・明野出張所のいずれか）で行います。母子健康手帳、子どもが生まれた病院が発行する出生証明書、国民健康保険証（加入者のみ）、印鑑を持参してください。出生後、子どもが日本国籍を有することなく60日以上日本に滞在する場合は、出生から30日以内に入国管理局で子どもの在留資格の取得を申請しなければなりません。また、出生から60日以内に子どもの外国人登録をしてください。領事館への出生通知も忘れないようにしてください。

出産育児一時金：子どもの母親が国民健康保険に加入している場合、出産育児一時金として39万円（産科医療補償制度に加入する医療機関などの医学的管理の下で出産した場合は42万円）が支給されます。基本的には医療機関などで手続きをするようになるため、大分市への申請は必要ありません。医療機関を通さずに直接申請することもできます。（その場合、出産費用をいったんご自身で医療機関などに支払うことになります。）また、出産費用が出産育児一時金の支給額より少なかった場合には、その差額は本人が直接申請する必要があります。市役所本庁舎1階9番「国保・後期高齢者医療窓口」や各支所、明野出張所で申請してください。申請に必要な書類は以下のとおり。

1. 国民健康保険証
2. 銀行口座名義などの情報
3. 世帯主の印鑑（朱肉を使うもの）
4. 母子健康手帳
5. 医療機関などから交付される代理契約に関する文書の写し
6. 以下の内容が確認できる、医療機関などから交付される支払い明細書

医療機関が請求をしていないこと

医療機関が請求をしているが、出産費用が出産育児一時金より少ないこと

産科医療補償制度に加入する医療機関などの医学的管理の下で出産しているかどうか

国民健康保険以外に加入している人は、それぞれ加入している健康保険に申請して下さい。

予防接種：大分市では住民登録（外国人登録）されている子どもを対象に予防接種を行っています。実施期間及び実施医療機関は大分市のホームページ及び4月1日号の市報に掲載されます。接種には母子健康手帳を持参してください。

乳幼児健診：大分市では住民登録（外国人登録）されている子どもを対象に3～4か月児・7～8か月児・9～11か月児・1歳6か月児・3歳児健診を行っています。受診票は郵送されます。3～4か月児・7～8か月児・9～11か月児健診は指定された場所で受けます。健診には受診票と母子健康手帳を持参してください。

問い合わせ先：

大分市保健所 健康課 大分市荷揚町6番1号 097-536-2516（日本語対応）

すこやか育児相談：大分市保健所では電話による育児相談を下記のとおり行っています。

受付：月曜日～金曜日 9：00～16：30

電話：097-537-8181

すくすく子育て相談（日本語）を下記にても受け付けています。

下郡保育所 097-568-4500

新春日町保育所 097-544-1500

（2）育 児

保育所：大分市内には60余りの認可保育所があります。保護者が働いていたり、病気にかかっていたり、またはその他の理由で保育できない家庭の児童を、保護者に代わって保育してくれます。生後3ヶ月（首がすわっていない方は不可）から小学校就学前までの児童が入所できます。保育料は父母等の所得税などを基準にして決定します。

親子通所事業「にこにこルーム」：言葉や心身の発達に遅れがある1歳6ヶ月以上の児童を受け入れ、保育や生活指導を行うことにより、保護者への子育て支援を行います。

問い合わせ先：「にこにこルーム」大分市碩田町3-5-11 大分市社会福祉センター3F
097-532-9099（日本語対応）

こども手当：子どもが15歳に達する年の年度末まで、子どもを養育している保護者に支給されます。支給額は子ども1人につき月額1万3千円です。出生時または転入時に子育て支援課にて申請する必要があります。支給月は2・6・10月です。

児童育成クラブ：留守家庭の児童（小1～3）を対象。遊びを主体として健全育成活動をするクラブ。概ね各小学校区に1つクラブがありますが、クラブがない小学校区もあります。基本的に、月曜日～金曜日 13：00～17：00 活動しています。申し込み先リストは子育て支援課にあります。児童1人につき月3,500円以上の費用がかかります。

問い合わせ先：大分市役所 子育て支援課 097-537-5619（日本語対応）

4. 福祉

下記をご利用ください。（できれば日本語でお問い合わせください）

お年寄りの方のために：	大分市役所	長寿福祉課	097-537-5679
心身に障害をおもちの方のために：	大分市役所	障害福祉課	097-537-5658
暮らしにお困りの方のために：	大分市役所	生活福祉課	097-537-5621

5. 女性に対する暴力についての相談窓口

夫やパートナー、付き合っている相手など“親密な相手”からの暴力のことをドメスティックバイオレンス（DV）といいます。このときの暴力とは、身体への暴力ではありません。精神的暴力や経済的暴力などで相手の体を傷つけずにコントロールする加害者もたくさんいます。

また、セクハラ、ストーカー行為、性犯罪など女性に対する暴力も女性の人権を侵害するものであり、許されるものではありません。

このような問題でお悩みのときはぜひ相談窓口にお電話ください。

【相談窓口】

夫やパートナーからの暴力については

配偶者暴力相談支援センター

・ 婦人相談所

TEL 097-544-3900

月～金 9:00 から 21:00

土・日・祝 13:00 から 21:00

来所相談（要予約）月～金 9:00 から 17:00

・ 消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

TEL 097-534-8874

月～金 9:00 から 16:30

大分市 男女共同参画推進室

TEL 097-537-5724

月～金 9:00 から 16:30

NPO法人えばの会 女性と子どもの性と人権を考える市民ネット

TEL 097-532-1080

土・日 10:00 から 15:00

夫やパートナーからの暴力、ストーカーなどについては

警察安全相談（大分県警察本部広報課）

TEL 097-534-9110 097-537-4107

月～金 9:30 から 18:00

最寄りの警察署安全相談係でも相談できます

女性が抱える様々な悩みについては

県 消費生活・男女共同参画プラザ アイネス

TEL 097-534-8874

月～金 9:00 から 16:30

職場でのセクハラや性別による差別的取扱いについては

大分労働局雇用均等室

TEL 097-532-4025

月～金 8:30 から 17:15

スクールセクハラについては

大分市 教育指導課

TEL 097-537-5648

月～金 8:30 から 17:15

大分県 人権・同和教育課

TEL 097-534-4366

月～金 9:00 から 17:00

Eメールアドレス no-sekuhara@oita-ed.jpでも相談できます。

女性の人権問題全般については

女性の人権ホットライン（大分地方法務局内）

TEL 0570-070-810

月～金 8:30 から 17:15

． 公共サービス・公共制度

1. 電 気

大分市では九州電力1社が電気の供給を行っており、「電気ご使用申込書」が新しい住居に備えられていることが多いです。電圧・周波数は100ボルト60ヘルツ。これに適合しない電気機器は使用できない場合があるので、取扱説明書を読むか電器店に尋ねてください。

問い合わせ先：九州電力大分営業所 0120-986-504(日本語対応)

(1) 使い始めるとき

入居先で、リミッターおよびブレーカーの「つまみ」を上げて「入」にすると電気を使用できます。なお、配電盤上の主電源をリミッター、各部屋等に分岐する従電源をブレーカーと呼びます。

電気が通電したら、郵便受あるいは部屋の中に置かれている「電気ご使用申込書」に必要事項を記入し同封の封筒に入れて郵送してください。電気料金の口座振替払いを希望する場合(料金の支払い方法は後述の(3)を参照)は、「電気料金預金口座振替依頼書」に記入してください。リミッターおよびブレーカーを「入」にしても、電気が通電しない場合や「電気ご使用申込書」がない場合は、九州電力大分営業所に連絡してください。

(2) 停電したとき

契約アンペア以上の電気を一度に使うと、リミッターのスイッチが自動的に作動し電気が切れます。その時は使用していたいくつかの電気機器のスイッチを切ってリミッターを「入」にしてください。電気機器が故障した場合は、その機器をコンセントから抜いて使用を中止してください。リミッターの操作をしても電気がつかない場合やどのブレーカーのスイッチも切れていない場合は九州電力大分営業所へ連絡してください。

(3) 料金の支払い

電気の使用量は毎月検針を行い、通知されます。電気料金は使用者が指定した口座から自動的に振り替えられる口座振替と、金融機関もしくはコンビニエンスストアでの振込で支払いができます。

(4) 使用を中止するとき

退去日の4、5日前までに九州電力大分営業所に連絡してください。退去の際はリミッターを必ず「切」にしてください。

*重要 無人の家に電気を送り続けると火事になるおそれがあるので、退去の際は必ずリミッターを切ってください。

(5) 契約アンペアを変更するとき

契約アンペアを変更したいときは、家主の了解を得た上で、九州電力大分営業所に問い合わせてください。リミッターは切れずにブレーカーだけが切れる場合は、使い方を工夫するか、回路の増設など屋内の配線工事が必要となるので、家主の了解を得た上で、電気工事店に問い合わせてください。

2. ガス

大分市内では、都市ガスとプロパンガスの2種類が使用されています。都市ガスは大分ガス(097-534-2211)が供給します。アパートや家によって使用するガスの種類は予め決まっているので、適合したガス器具を使用してください。ガスに適合しない器具を用いることは、大変危険で、不完全燃焼を起こしたり火事になることがあります。

(1) 料金の支払い

ガスの使用料金は毎月検診時にお知らせします。ガス料金の支払い方法は、使用者が指定した口座から自動的に振り替えられる口座振込か金融機関、ゆうちょ、またはコンビニエンスストアでの振込みがあります。

(2) 引っ越しのとき

都市ガスの場合：入居の2、3日前までに、入居先住所、入居者名、連絡先(電話番号)を大分ガス大分営業所へ電話してください。退去の際は、料金の精算がありますので、退去の4、5日前までに連絡してください。その際に「検針お知らせ票お客様番号」を知らせてください。

大分ガス大分営業所 097-534-2211

プロパンガスの場合：最寄りのプロパンガス販売店に問い合わせてください。

3. 水道

大分市の水道は、大分市水道局が管理、供給する浄水であり、そのまま飲むことができます。

(1) 使い始めるとき

あなたが日本語を話すことができれば、(4)に掲載された料金センターに電話で届けるだけで使用開始できます。電話をかけることはできないが日本語を読める場合は、入居先に備え付けてある「水道使用開始届」に記入し、同封の封筒に入れて郵送することができます。または、印鑑を持って、(4)に掲載された水道局各料金センター、市民課7番窓口(市役所1階)、明野出張所、及び市役所各支所のいずれかに行き、使用開始の届けをします。

(2) 料金の支払い

水道料金は、水道の使用量によって2ヶ月に1回請求されます(公共下水道使用者は下水道使用料も加算されます)。料金の支払方法には、「口座振替」または「直接払い」の方法があります。「口座振替」の方法は、使用者が指定した口座から自動的に振り替えられ、「直接払い」の方法は、送られてきた「納付書」で、金融機関・九州管内の郵便局(沖縄を除く)・コンビニエンスストアで支払わなければなりません。

「口座振替払い」を希望する場合、入居先に配布している「口座振替依頼書」に記入し、「預金口座の届出印」を持って、口座のある金融機関または郵便局で申し込んでください。また、「口座振替依頼書」が配布されて無い場合は、各料金センターに連絡し取得するか、市内の金融機関、郵便局で取得してください。

(3) 使用を中止するとき

転居により水道を使用しなくなる時や長期にわたって水道を使用しない時は、中止の届が必要となります。あなたが日本語を話すことができれば、(4)に掲載された料金センターに電話で使用中止の届けができます。または、(4)に掲載された各料金センター、市民課7番窓口(市役所1階)、明野出張所及び市役所各支所に出向き、使用中止の届けをしてください。

(4) 問い合わせ先

下記の住所地を管轄する料金センターに連絡してください。

大分市水道局営業課	東部料金センター	097 - 527 - 7171(日本語対応)
	中央料金センター	097 - 538 - 2416(日本語対応)
	西部料金センター	097 - 567 - 2355(日本語対応)

月曜日～金曜日 8:30～17:15

4.ごみ

大分市では、家庭から出るごみ類を以下のように分類しています。

以下の分類のうち(1)～(8)については大分市が回収するが(9)については収集しません。また、(5)(7)は、大分市でも回収しますが、なるべく近所の子供会などの集団回収に出すようにしてください。


- (1) 燃やせるごみ(可燃ごみ)
- (2) 燃やせないごみ(不燃ごみ)
- (3) プラスチック製容器包装
- (4) 蛍光管・電球・水銀体温計・乾電池・スプレー缶類・ライター類(蛍光管等)
- (5) 缶、びん
- (6) ペットボトル
- (7) 新聞類、その他紙類、布類
- (8) 大型・粗大ごみ
- (9) 収集されないごみ(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機、パソコン、バイクを含む)
- (10) その他

問い合わせ先：大分市 清掃管理課 097-537-5687(日本語対応)

ごみの出し方

- ・大分市は、定められた収集場所(町内のごみステーション)に出された(1)から(7)までの家庭ごみを定期的に回収します。
- ・収集日は地域によって異なります。
- ・ごみ収集カレンダーは毎年3月に各家庭に配布されます。市役所市民課の窓口には、英語・中国語・韓国語で記載したごみ収集カレンダー(パンフレット)を置いているので請求すれば入手できます。
- ・収集日当日の朝8時30分までに町内のごみステーションに出してください。
- ・収集日以外の日には収集しないので、次の収集日まで家庭に保管してください。
- ・ごみは必ず透明か半透明(無色)の45リットルまでのポリ袋に入れ、口をよくしばってから決められた場所に出してください。定められた出し方に従っていない場合は、ごみは収集されません。
- ・決して近所の方に迷惑がかかることのないよう気をつけましょう。


(1) 燃やせるごみ(可燃ごみ)

- ・収集は週2回
- ・燃やせるごみの例：生ごみ(茶殻等も)、貝殻、紙くず、割りばしや竹ぐし、皮類・ゴム類、家庭で剪定した少量の小枝、食用油、再生のできない紙くず類(紙おむつ等)、プラスチック・ビニール類
- ・のマークがついていないプラスチック製品
- ・生ごみはよく水を切ってから袋に入れて出してください。
- ・竹ぐしは先を折り、新聞紙などに包んで出してください。
- ・剪定枝、リサイクルできない衣類、ぬいぐるみ等は週後半の収集日に出してください。
- ・食用油は布や紙にしみこませて出してください。
- ・可燃性の高いものは危険なので、一緒に捨てないでください。
- ・紙おむつに付着している汚物はトイレに流して出してください。

(2) 燃やせないごみ(不燃ごみ)

- ・収集は4週間に1回
- ・燃やせないごみの例：コップ・ガラス、陶磁器、かさ、小型電気器具類、包丁、金属製のふた、アイロン、ヘアドライヤー
- ・割れたガラス、包丁など鋭利で危険なものは、新聞紙などに包み、透明または半透明(無色)の袋に入れて、「キケン」と書いてください。

(3) プラスチック製容器包装

- ・収集は1週間に1回
- ・のマークが目印。
- ・プラスチック製容器包装の例：カップ麺などの容器、納豆などの容器、弁当の容器、卵・苺などのパック容器、シャンプー・リンスなどのボトル容器。
- ・中身は使い切って、きれいに洗い、乾かして出してください。

(4) 蛍光管・電球・水銀体温計・乾電池・スプレー缶類・ライター類


- ・収集は4週間に1回
- ・割れないよう、紙袋や紙筒に入れて出して下さい。
- ・割れた場合は、新聞などに包んで「キケン」と記入し、「燃やせないごみ」の日に出して下さい。
- ・使用済み乾電池は、乾電池だけをまとめて透明な袋に入れて、ステーションの端に出して下さい。

- ・スプレー缶は使い切り、必ず穴を開けて、別の袋に入れて下さい。
- ・ライター類は使い切った後、別の袋に入れて下さい。
- ・使用済み乾電池は、乾電池だけをまとめて透明な袋に入れて、ステーションの端に出して下さい。

(5) 缶・びん

- ・収集は2週間に1回
- ・対象となっているものは食用・飲料用容器
- ・缶・ビンの例：飲料缶、缶詰缶、茶・海苔の缶、お菓子缶、ミルク缶など
- ・ペットフードの缶、油の缶、油ビン、金属製のふたは「燃やせないごみ」に出して下さい。
- ・中身を出し切り、すすいで、水気を切って出してください。

(6) ペットボトル(資源物)

- ・収集は2週間に1回
- ・対象となるものは  マークがついている、飲料用・酒用・醤油用ペットボトル。
- ・中身を出し切り、すすいで、ふたはプラスチック製容器包装として出してください。

(7) 新聞類、その他紙類、布類(資源物)

- ・収集は2週間に1回
- ・新聞とチラシを一緒の袋に入れて出してください。
- ・雑誌、段ボール、紙パック、紙箱等を一緒の袋に入れて出してください。
- ・衣類、その他布を一緒の袋に入れて出してください。
- ・紙類(新聞紙を含む)は、ごみステーションには出せるが、処理工場へ直接出すことはできません。

(8) 大型・粗大ごみ

- ・これらのごみは、町内のごみステーションには出せません。申し込みによる各戸収集(有料)を利用するか、各自で市の処理施設まで持ち込んでください。
 - ・対象となるものは応接セットなどの家具類、寝具類、たたみ(カーペット)、自転車、家庭で剪定した多量の庭木類、板くず等の長さ50cm以内、太さ5cm以内のごみ。
- 申し込み先：最寄りの事業所に連絡してください。

中央清掃事業所	097-569-5184
東部清掃事業所	097-523-0322
西部清掃事業所	097-541-5473

料金：軽貨物自動車 1 台につき 1,950 円

1 台相当量：長さ 1.9m × 幅 1.4m × 高さ 0.3m

・小動物の屍骸については委託業者が収集します。収集料金は一体につき、1020 円です。(野良犬、野良猫は無料)

・問い合わせ先：清掃業務課 097-568-5763 (日本語対応)

(9) 収集されないごみ

・市は以下のごみを収集していませんので、販売店に引き取ってもらってください。

・対象となるものは、タイヤ、ガスボンベ、廃油・農薬・劇薬等危険な薬品類、消火器、バイク、発火危険物、カーバッテリー、ペンキ、塗料、シンナー、家庭で使用した医療系廃棄物。

・テレビ(ブラウン管式液晶・プラズマ式)、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機の家電 4 品目(以下、家電という)も市では収集していません。これらを排出するには以下の 2 通りの方法があります。

家電を買い換える際に、電器店が不用となったものを有料で引き取ってくれます。ただし、中古品を扱う店で新たに購入する場合は、不用となったものは自分で処分しなければなりません。

不用となった家電を処分するには、まず、郵便局に行き、リサイクル料金を振り込みます。リサイクル料金は 1,500 円から 6,000 円の範囲で、家電のメーカーや品目によって異なります。リサイクル料金のリストは郵便局に置いてあります。送金の後、領収証に添付されているリサイクル券を処分する家電に貼り付けます。その後、自分で指定引取場所へ運ぶか、収集運搬許可業者に頼んで運んでもらってください(有料)。収集運搬許可業者のリストもまた郵便局に置いてあります。

* リサイクル料金は事前に郵便局で払い込まなければなりません(振込手数料が必要)

* 指定引取場所(どちらでも持ち込み可)

・フジケイ(株) 大分市豊海 3-7-4 月曜日~金曜日、土曜日(要問合せ) (祝祭日は休み)

8:00~17:00 097-536-2588 (日本語対応)

・久留米運送(株) 大分市豊海 5-3-15 月曜日~土曜日(祝祭日は休み)

9:00~17:00 097-535-2161 (日本語対応)

(10) その他

家庭から出たコンクリート破片、石、土、瓦などは、市の処理施設へ自己搬入することができます。

自己搬入する際の問い合わせ先 : 清掃施設課 097 - 537 - 5659 (日本語対応)

ポイ捨て等の防止 (条例で規制されています。)

禁止されている行為

市内全域が対象となるもの

1. たばこの吸い殻、空き缶等のポイ捨て
2. 飼い犬のふんの放置

強化区域 (大分駅前から、中央町、府内町一帯) が対象となるもの

3. 路上喫煙 (指定喫煙所以外の全ての喫煙)

罰則

強化区域 : 2,000 円の過料徴収

その他の市内全域 : 改善勧告に従わない場合、事実の公表

努力義務

市内全域が対象

1. 歩きたばこはしない
2. 配布したビラやチラシ等が散乱した場合は回収する

5. 郵便

(1) 郵便物を送る

ハガキ : 料金は 50 円、国内往復ハガキは 100 円。世界各国宛てハガキは 70 円均一。

定型郵便物 : 長さ 14 ~ 23.5 cm、幅 9 ~ 12 cm、厚さ 1 cm 以内、重さ 50g 以下のもの。料金は、25g まで 80 円、50g まで 90 円。

定形外郵便物 : 定型郵便物以上の大きさの手紙をいうが、重さの上限は 4kg まで。

航空書簡 : 全世界均一の 90 円。

ゆうパック小包 : タテ + ヨコ + 高さの合計が 1.7m 以内のもの。30kg まで発送可能。料金は宛先・サイズによって違います。持ち込み割引など各種割引制度があります。

速達：郵便物を早く配達してもらいたいときに利用する。郵便物を速達とする場合の料金は、基本料金に速達料金が加算されます。

(例) 定形 25 グラムまでの場合

基本料金 (80 円) + 速達料金 (270 円) = 計 350 円

詳細は郵便事業株式会社に問い合わせてください。

書留：重要書類を送ったときに、届かない、または破損した場合、損害賠償額の範囲内で実損額を賠償してくれる制度。現金を送る場合は必ず現金書留を利用してください。現金書留用封筒は 20 円で郵便局にて販売されています。

船便：料金は航空便の概ね 3 分の 1 程度ですが、届くまでに 1~2 カ月かかります。

エコノミー航空便(SAL)：航空便より安い料金で、届くのは船便より速い(10~20 日)。取扱国・地域は 90 カ国(地域)。

国際スピード郵便(EMS)：30 kg 以内の郵便物を通常 2~4 日で 121 カ国以上の地域に送ることができます。(通関検査・現地の取扱状況により更に日数を要することがあります。)

(2) その他

自分宛の郵便物を受け取るには、転入の際に、新しい住所を郵便局に届けてください。

書留やゆうパックの配達時に不在の場合は、代わりに「不在配達通知書」が届けられます。この通知書を基に、受取人は希望する再配達日や再配達先などを電話連絡してください。また、身分証明書とこの通知書を郵便局に持参して郵便物を受け取ることもできます。

長期間留守をする場合、前もって郵便局に届ければ、郵便物を不在の間(30 日間まで)保管し、在宅時にまとめて届けてくれます。

(3) 問い合わせ

郵便事業株式会社大分支店 府内町 3 - 4 - 18 097 - 532 - 8662 (日本語対応)

東京 Toll Free 0120 - 085420

ゆうびんホームページ <http://www.post.japanpost.jp/english/index.html>

(4) 宅配

宅配を請け負う民間会社も数多くあり、小包をコンビニから送ってもらったり、あるいは自宅まで荷物を取りに来てもらうよう依頼できます。連絡先は電話帳(タウンページ)を参照してください。

6. 税金

(1) 主な税金

A. 市税	市民税	固定資産税
	都市計画税	軽自動車税
B. 県税	県民税	事業税
	不動産取得税	自動車税
	自動車取得税	
C. 国税	所得税	自動車重量税

* 上記は税金の種類をすべて網羅しているわけではありません。

(2) 税金を払う場合の例

大分市に居住し、非課税限度額を超える所得のある人： A 、 B 、 C

大分市内に土地や家屋を所有している人： A

* 新たに土地や家屋を購入する場合： B が加わります

* 土地や家屋が市街化区域にある場合： A が加わります

自動車を所有している人： 軽自動車の場合 - A

普通車の場合 - B

* 自動車を購入する場合： A または B 、 B 、 C と強制保険掛金（自賠責）が必要。

A（軽自動車税）、B（自動車税）ともに毎年4月1日現在の所有者に課税されます。
軽自動車税の場合、4月2日以降に取得すれば当該年度については課税されませんが、
自動車税の場合は、月割計算により課税されます。

なお、自動車を購入する人は保険（自賠責）への加入が義務づけられていますが、この掛金は税金ではありません。

* 車検を受ける際には、C と強制保険掛金が必要となります。

事業を営む個人や法人： B

(3) 問い合わせ先（できれば日本語でお問い合わせください）

A. 市税：大分市役所	097-537-5729、097-537-5730
B. 県税：大分県税事務所	097-506-5771
C. 国税：大分税務署	097-532-4171

* 普通自動車の税金：自動車税管理室 課税課 097-552-1121

* 軽自動車の税金：大分市役所 税制課 097-537-7314

* 新車を購入する場合は、通常、ディーラーに尋ねれば、税金について教えてもらえます。

7. 再入国許可

在留期間内に一時的に日本国外に出国し、再び日本に入国する場合は、出国前に入国管理局で再入国許可申請を行わなければなりません。もし、再入国許可を受けずに出国した場合、日本に再入国する際に改めて査証が必要となります。再入国許可申請には以下の書類が必要となります。

パスポート

外国人登録証明書

手数料： 一次の場合は 3,000 円 数次の場合は 6,000 円

再入国許可の有効期間は最長 3 年間（特別永住者については 4 年間）ですが、在留期間を超えて与えられることはありません。

再入国許可を受けて出国した人で病気などやむを得ない事情で有効期間内に再入国できない場合には、現地の日本大使館または領事館で有効期間の延長を申請することができます。ただし、この延長は 1 年を超えないものとし、最初の再入国許可を受けた日（許可の効力が生じた日）から起算して 4 年（特別永住者については 5 年）を超えて延長することはできません。

申請先：福岡入国管理局大分出張所

住 所：〒870 - 8521 大分市荷揚町 7 番 5 号

電 話：097 -536 - 5006

受 付：平日 9：00～12：00 13：00～16：00

8. 戸 籍

(1) 婚姻届

外国人同士あるいは日本人と外国人が日本国内で結婚する場合には、当事者双方の母国と日本の婚姻法の全てに合致しなければなりません。詳しくは自国の大使館又は領事館で確認してください。市役所に婚姻届を提出する場合、下記の書類が必要となります。場合により他の書類が必要になることもありますので事前に問い合わせてください。

婚姻要件具備証明書

通常、日本にある母国の領事館が発行します。翻訳者の住所・氏名（日本人の場合は押印も）を記載した日本語への翻訳文を添付してください。

旅券または該当する文書

母国があなたの国籍を証明する文書（特別永住者の場合は外国人登録証明書で可）。

出生証明書 母国があなたの家族関係を証明する文書

婚姻届

用紙は受付のカウンターに備えています。証人として成人 2 人の署名・印鑑（外国人の場合は不要）も必要となります。

(2) 離婚届

外国人同士あるいは日本人と外国人が日本国内で離婚届が提出できるかどうかについては、事例によります。場合により、他の書類が必要になることもあるので事前に問い合わせてください。

市役所に離婚届を提出する場合、離婚届が必要となります。用紙は受付のカウンターに備えています。証人として成人2名の署名、印鑑（外国人の場合は不要）も必要となります。なお、当事者の一人が日本人であって、その配偶者が配偶者としての滞在資格を取得している場合、入国管理局に在留資格についてお問い合わせください。

(3) 死亡届

死亡の場合、家族は死亡の事実を知った日を含めて7日以内に、医師が必要事項を記入した死亡届（用紙は病院でもらえる）を市役所に提出しなければなりません。また、死亡届と同時に火葬の手続きも行います。葬儀を葬儀社に頼むと、これら全ての手続きを代行してくれます。もし、母国で遺体を埋葬したいと望む場合は、在日領事館等に問い合わせてください。また、亡くなった人の外国人登録証明書は14日以内に返却しなければなりません。

(4) 出生届

3(1) 「出生届及び関連の手続き」を参照のこと。

(5) 問い合わせ

大分市役所 市民課 097-537-5613（日本語対応）

9 . 児童就学

通常の就学年齢は以下のとおり。

幼稚園	5 歳（2 年保育の園は 4 歳あり）
小学校	6 ~ 11 歳
中学校	12 ~ 14 歳
高等学校	15 ~ 17 歳

（1）幼稚園

大分市立の幼稚園（35 園）は、入園できる前年の 11 月上旬に市報などを通じて募集。私立幼稚園に入園させることも可能で、その場合、市の補助基準により補助金が支給されます。

（2）小学校・中学校

小・中学校での教育は義務教育であり、すべて日本語で授業が行われます。大分市では年間の授業日数を 3 期に分ける 3 学期制を実施しています。各学期の間には、夏期休業（7/21 ~ 8/31）、冬期休業（12/25 ~ 1/7）、年度末・年度始休業（3/27 ~ 4/7）があります。小学校には、その年の 3 月 31 日までに満 6 歳に達した児童がその年の 4 月に入学します。中学校には、小学校 6 年間の課程を修了した児童が入学します。市立の小学校・中学校では、授業料は不要で、教科書は無償給与されます。また学校給食があり、給食費や学校で使う補助教材費の一部は負担しなければなりません。

（3）入学手続き

小学校入学前に外国人登録がなされている場合、入学する児童の保護者に大分市教育委員会から入学通知書が送られます。

中途入学の場合、大分市教育委員会の許可が必要となります。入学する本人の外国人登録証明書を持参して大分市教育委員会教育企画課で申請してください。

転校手続については教育企画課にお問い合わせください。

（4）問い合わせ先

大分市教育委員会 教育企画課 097-537-5789（日本語対応）

日常生活を快適に送るために

1. 交通機関

(1) バス

バスの乗り方

乗るときは、中央部入口のドアの脇にある整理券発行機から整理券を取り、降りるときは、停留所がアナウンスされた後に降車ボタンを押し、出口の上にある運賃表示板を見てあなたの整理券の数字に該当する運賃を運転席横の運賃箱に入れて支払います。整理券は運賃と一緒に運賃箱に入れます。両替が必要な人は、前もって運賃箱の横に自動両替機で両替する必要があります。お金と同様に回数券を利用することもできます。定期券を利用している場合には、降りる際に整理券と一緒に運転手に見せます。バスカードも利用でき、乗車の際に入口脇にある機械に差し込み、降車の際は運賃箱横乗務員横にある機械に再度差し込んで使用します。市内にバスは2社（大分バスと大分交通）あります。回数券とバスカードは両社共通となっており、ともに使用できます。

運賃

最低運賃は 140 円（市内中心部の一部は 160 円）。12 歳未満は大人運賃の半額（10 円未満の端数は切り上げ）。1 歳以上 6 歳未満の幼児は旅客（大人または小児運賃を支払うもの）が同伴する場合、旅客 1 人に対し幼児 1 人が無料。

問い合わせ先

大分バス	097 - 532 - 7000	http://www.oitabus.co.jp/ （日本語対応）
大分交通	097 - 534 - 7455	http://www.oitakotsu.co.jp/ （日本語対応）

(2) 高速バス

大分バス	097 - 536 - 3371
大分交通	097 - 536 - 3655

<http://www.bus.or.jp/e/index.html>（英語）参照のこと。

(3)大分空港特急バス（エアライナー）

大分駅前の空港バス乗り場で、大分空港行きの直行バスに乗れます。所要約1時間。飛行機出発の1時間前に空港に到着するバスをご利用ください。料金は事前にチケットをかうか、バスを降りる時払うことになっています。切符は券売機で買うことができます。

片道(1枚)： ￥1,500

往復(2枚)： ￥2,500

回数券(4枚綴り)： ￥4,000

問い合わせ先： 097 - 534 - 7455

<http://www.oitakotsu.co.jp/i/>(日本語、運賃時刻表あり)

<http://www.oitakotsu.co.jp/timetable/airliner/air.php> (日本語)

(4)タクシー

運転手にチップを渡す習慣はありません。後部左側ドアは自動で開閉します。運転手に日本語で行き先を書いた紙を見せるとよいでしょう。

(5) J R

J R九州情報センター 097 - 537 - 7001(日本語対応)

J R大分駅 097 - 532 - 1958

<http://www.jrkyushu.co.jp/english/index.html> (英語) 参照のこと。

(6) フェリー

・フェリーさんふらわあ(大分 - 松山 - 今治 - 神戸)

問い合わせ先： 0120 56 - 3268

<http://www.ferry-sunflower.co.jp/index.php?s=1>(予約可 日本語対応)

(7) 飛行機

大分空港 0978 - 67 - 1174

JAL 国内線 0570 - 025 - 071 国際線 0570 - 025 - 031

ANA 国内線 0570 - 029 - 222 国際線 0570 - 029 - 333

KAL 097 - 537 - 3311

時刻表は <http://www.coara.or.jp/airline/> (日本語) を参照のこと。

2. アルバイト

外国人留学生が、学費その他の必要経費を補う目的でアルバイトをしようとするときは、あらかじめ資格外活動の許可を受けなければなりません。留学生が大学を通じて資格外活動許可申請書を入国管理官署に申請する場合、特段の問題がなければ、1週間に28時間以内（教育機関の夏休み等長期休業期間にあつては、1日8時間以内）の包括的なアルバイトが許可されますが、風俗営業関連店舗でのアルバイトは認められていません。

留学生であっても専ら聴講による研究生又は聴講生のアルバイト時間は1週間に14時間以内となっています。

問い合わせ先

福岡入国管理局大分出張所

住 所：〒870 - 8521 大分市荷揚町7番5号

電 話：097 - 536 - 5006

受 付：平日 9：00～12：00 13：00～16：00

3. 忘れ物・落とし物

(1) バス・電車の中で

大分バス	097 - 534 - 6162
大分交通	097 - 534 - 7455
J R九州 総合案内センター	097 - 537 - 7001

(2) タクシー

忘れ物は、中央タクシーが一括して取り扱っています。まず自分が乗車したタクシー会社に問い合わせた後、中央タクシー（097 - 532 - 6323）に連絡を取ってみることを勧めます。それでも見つからないときは、忘れ物をしたと思われる地区を管轄する警察署に問い合わせてください。

中央警察署	097 - 533 - 2131
東警察署	097 - 527 - 2131
南警察署	097 - 542 - 2131

(3) 路上で

路上で落とし物をした場合は、最寄りの交番か上記警察署へ問い合わせてください。

4. ペット

通常、アパートや借家でペットを飼うことは認められていません。もし飼う場合は大家の許可を得てください。なお、捨て犬やペットの問題は大分市保健所【097-536-2567】にお問い合わせください。

5. 外国人のための相談窓口

(1) 大分市役所

〒870-8504 大分市荷揚町2-31 月曜日～金曜日 9:00～17:15

- ・公聴広報課 市民相談室 097-537-5726 (日本語対応)
- ・文化国際課 国際化推進室 097-537-5719 (英語、中国語で対応可)

大分市のホームページもどうぞご覧ください。 <http://www.city.oita.oita.jp/>

(2) 財団法人 大分県文化スポーツ振興財団 国際交流プラザ

- ・〒870-0029 大分市高砂町2番33号 OASISひろば21地下1階 iichiko Space Be内
- ・開館時間：9:30～19:00
- ・閉館日：日曜日・祝日及び第2・4月曜日とその週の土曜日
- ・英語・日本語対応
- ・外国人に対する生活相談・サポート（他機関への紹介・日本語教室情報提供含む）
- ・在住外国人のための無料相談会（毎月第3水曜日）、タガログ語相談（毎月第1ないしは第2土曜日）、中国語相談（木曜日及び第2、4火曜日）
- ・URL：<http://www.oitaplaza.jp/>
- ・TEL：097-533-4021

(2) 九州にある外国公館(名誉領事館を除く)

- ・在福岡アメリカ領事館
福岡市中央区大濠2-5-26 092-751-9331 / 4
- ・在福岡大韓民国総領事館
福岡市中央区地行浜1-1-3 092-771-0461 / 3
- ・在福岡中華人民共和国総領事館
福岡市中央区地行浜3-3 092-713-1121
- ・在福岡オーストラリア総領事館
福岡市中央区天神1-6-8 天神ツインビル7F 092-734-5055
- ・在長崎中華人民共和国総領事館
長崎市橋口町10-35 0958-49-3311

編集者より一言

皆様方のご意見、ご感想をいただき、また内容の更新を図りながら、このガイドブックをより役立つものにしていきたいと思います。内容にお気づきの点がございましたら、大分市文化国際課国際化推進室（〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 097-537-5719 FAX097-536-4044）までご連絡ください。